

社会福祉法人あさひ福祉会

役員及び評議員並びに選任解任委員に対する報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、あさひ福祉会役員及び評議員並びに選任解任委員役員(以後「役員等」という。)に対して支給する報酬等について必要事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事、監事をいう。

(理事会、評議員会、選任解任委員会の出席報酬)

第3条 役員等が理事会、評議員会並びに選任解任会(以下「各会」という。)に出席したときは、別表1により報酬を支給する。但し、職員を兼務する者は、出勤時間として取り扱う。

(出張旅費及び報酬等)

第4条 役員が法人業務のため、出張及び研修等に出席する場合は、別表2により報酬を修する。

- 2 役員が法人業務のため、出張及び研修等に出席する場合は、別表2により交通費を修する。

付則 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

平成28年4月1日一部改正

平成29年4月1日一部改正

別表 1

理事会、評議員会、選任解任委員会の出席の場合

	報酬(日当)
理事	5,000 円
監事	5,000 円
評議員	5,000 円
選任解任委員	5,000 円

別表 2 法人業務のため、出張及び研修等に出席した場合 (4 時間未満)

	報酬(日当)	費用弁償(交通費)
理事	5,000 円	航空費、鉄道、バス実費分
監事	5,000 円	
評議員	5,000 円	
選任解任委員	5,000 円	

法人業務のため、出張及び研修等に出席した場合 (4 時間以上)

	報酬(日当)	費用弁償(交通費)
理事	8,000 円	航空費、鉄道、バス実費分
監事	8,000 円	
評議員	8,000 円	
選任解任委員	8,000 円	

法人業務のため、出張及び研修等に出席した場合 (宿泊費用)

	県内	県外
理事	一泊につき 13,000 円	一泊につき 15,000 円
監事		
評議員		
選任解任委員		

但し、研修・講習・訓練等で主催者が宿泊料金を定めている場合は、その金額を支給する。